

# 4月からごみの分別区分が一部変わります!



広報やず2月号でもお知らせしたとおり、令和6年4月1日からごみの分別区分が一部変更になります。適正に分別して、ごみステーションに出していただきますよう、ご協力をお願いします。

**変更内容**

- 「スプレー缶」
- 「カセットボンベ」
- 「ライター」
- 「小型充電式電池使用製品」

「有害ごみ(新設)」に出してください。

「白色トレイ」

「プラスチックごみ」に出してください。

(※「白色トレイ」の分別収集は廃止)

**令和6年3月31日まで**

**小型破碎ごみ**



**白色トレイ**



**令和6年4月1日から**

**有害ごみ(新設)**

- ・スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、使い切るかガス抜きをして、必ず中身を空にして出してください。穴開けは不要です。(オイル式ライターは、中身を空にして「小型破碎ごみ」に出してください)
- ・スプレー缶、カセットボンベ、ライターの中身があるものは回収できません。
- ・収集頻度は月1回です。
- ・袋に入れず、直接、収集カゴに入れてください。(カゴが設置されていないごみステーションでは、透明な袋に入れて出してください)

**プラスチックごみ**

- ・軽く水洗いして指定ごみ袋に入れて出してください。
- ※色付きトレイは、従来どおりプラスチックごみです。

※詳しくは「家庭ごみの分別と出し方手引き(令和6年4月版)」をご確認ください。

**スプレー缶・カセットボンベなどのガス抜き方法は?**

缶を手で振って中身の有無を確認してください。中身が残っている場合、「シャカシャカ」や「チャップチャップ」などの音がします。必ず次の方法で中身を使い切ってください。



スプレー缶	カセットボンベ	ライター
<p>火の気のない風通しのよい屋外で、スプレー缶に付いているガス抜きキャップやボタンなどを使って中身のガスを使い切ってください。</p>	<p>カセットボンベにはガス抜きキャップが付いていません。ご使用のカセットコンロを使用して中身のガスを使い切ってください。</p> <p>※カセットコンロに搭載されている「ヒートパネル」でボンベの中のガスを最後まで使い切ることができます。</p>	<p>火の気のない風通しのよい屋外で操作レバーを押し下げ、ガスを噴出させて中身を使い切ってください。</p> <p>※操作レバーを押し下げ続けることが困難な場合は、輪ゴムや粘着性の強いテープで固定し、ガスがなくなるまで放置する方法があります。</p>

◎穴を開けてしまったスプレー缶やカセットボンベも「有害ごみ」に出してください。

◎中身を使い切れない場合は、次の場所に直接お持ちください。

- 鳥取県東部環境クリーンセンター(鳥取市伏野 2220) ※搬入は有料です。 ☎0857-59-1802
- 八頭町役場各庁舎回収ボックス ※ライターのみ

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

## 戸籍制度が利用しやすくなります!

令和6年3月1日から戸籍制度の一部が変更となり、戸籍謄本などの戸籍証明書の取得や戸籍の届出(婚姻届や転籍届など)が利用しやすくなります。

### 1. 戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外のお住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で請求できます。

#### ■ 広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

本人およびその配偶者、父母・祖父母等(直系尊属)、子・孫等(直系卑属)に限ります。

#### ■ 広域交付の請求に必要なもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

#### ■ 利用にあたっての注意事項

- 請求できる方が直接窓口にお越しになって請求する必要があります。
- コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍は対象外です。また、個人事項証明書(戸籍抄本)は請求できません。
- 戸籍の附票、独身証明書、身分証明書等は対象外です。
- 郵送請求、委任状・法定代理人による代理請求、第三者請求および職務上請求は対象外です。また、亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍証明書等の請求は、第三者請求に該当するため広域交付では取得できません。本籍地の市区町村へ請求してください。
- 健康保険証、年金手帳などの複数提示、顔写真付きであっても学生証などでの受付はできません。



### 2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

本籍地以外の市区町村窓口で戸籍の届出を行う場合でも、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

## マイナポータルからオンラインで転出届が提出できます!

単身での引っ越しのほか、同じ世帯の方が引っ越しする場合なども、役場窓口へ来庁することなく転出の届出ができます。

詳しくはデジタル庁ホームページをご確認ください。



#### 利用できる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードを所有していて、日本国内で引っ越しをする方

#### 注意事項

- ご利用にあたって、暗証番号の入力が必要です。
- マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。
- 転出に伴う各種手続きについては、従来どおり役場窓口へ来庁をお願いする場合がありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。



デジタル庁 HPはこちら

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

## ごみ分別アプリをご利用ください!

令和5年8月からスマートフォン向けのごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。ごみの分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能などがついたアプリです。ぜひご利用ください。

### 利用方法

#### ①アプリのダウンロード

スマートフォンやタブレット端末で、「AppStore」または「GooglePlay」から「さんあ〜る」で検索するか、次の二次元コードを読み取り、アプリをダウンロードしてください。

iPhone、iPad用



Android用



#### ②初期設定(収集コースの設定)

アプリのインストール後、お住まいの集落等の設定を行ってください。

※アプリ利用料は無料ですが、通信料は自己負担となります。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205